
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 491 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）において、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理及び金融保証契約の発行者側の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（IFRS 第 9 号「金融商品」における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理に関する意見）

2. 事務局が示したステップ 3 及びステップ 5 における検討の進め方に賛成する。
3. 分類及び測定は基本的に別途の議論ということで切り離し、まずは IFRS 第 9 号における減損の概念を日本の実務に即した形で国内基準に導入することを最優先に進めるべきと考える。
4. ステップ 3 の検討を進める中で対応が難しい論点が出てくることが考えられるが、一旦検討を始めてみて、そのような論点が出た場合にどのように対応するか検討しながら進めることで良いと考える。
5. 分類及び測定については、事務局が提示している SPPI 要件¹及び組込デリバティブ以外にも負債と資本の区分などによっても違いが生じ得るため、減損モデルの適用対象を完全に IFRS と一致させるのは困難と考えられる。そのため、進め方としては、分類及び測定については厳密に一致させることを追求するのではなく、IFRS 第 9 号で公正価値評価となる分類及び測定の定めについて対応しない場合に致命的な欠陥が生じるかという観点から検討を行うことが考えられる。

¹ 契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるかどうか

6. 国債等の債券はマーケットへの影響が非常に大きいことが考えられるため、ステップ 3 で取り扱う場合にはマーケットに対する影響の考慮と本プロジェクトに求められるスピード感とのバランスを取った検討が必要である。
7. ステップ 3 において取扱う債券については、金融機関では保有額が大きく経営に与える影響も大きいいため、慎重な審議が必要である。

(金融保証契約の発行者側の取扱いに関する意見)

8. 金融保証契約を減損モデルの対象に含めるという事務局案には賛成する。
9. 金融保証契約の定義については、実務への実質的な影響はほぼ無いと考えられるが、金融保証契約を公正価値で当初測定するという定めや予想信用損失の金額と前受保証料残高を比較するという定めについて、IFRS 第 9 号をそのまま取り入れるかに関しては、銀行法施行規則との関係の整理が必要であること、また実務においてデータ整備やシステム対応の負担が大きいと考えられることから、慎重な検討が必要である。
10. 金融保証契約の定義及び適用範囲並びに当初測定や事後測定の会計処理に関して、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れるかについて専門委員会でさまざまな意見が出ていることも踏まえると、慎重な検討が必要と考える。また、これらの定義及び適用範囲や会計処理の論点については、ステップ 3 とステップ 4・5 で異なる取扱いを設けにくい領域と考えられるため、ステップ 3 において方向性を決める際には、ステップ 4・5 での議論も視野に入れて検討を進めることが必要である。
11. 銀行法施行規則に定められる支払承諾見返に含まれる保証契約には、輸出入金融の保証状や信用状などさまざまな種類の契約が含まれると認識している。この点、各保証契約が IFRS 第 9 号の減損の適用対象となる負債性金融商品の支払いに対する保証に該当するかどうか容易に判断がつくものか、実務負担の観点から確認したい。

以 上